

発 刊 登 録 番 号

32-9740146-001385-01

創意的な技術と公正な法との出会い

特許法院

PATENT
COURT
OF
KOREA



特許法院



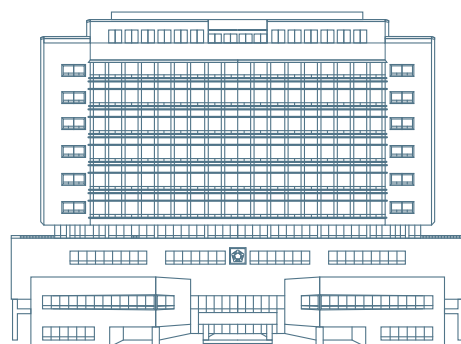
- 04 特許法院の歴史
- 08 特許法院の構成
- 10 知的財産権に関する訴訟制度
- 14 特許法院による事件の審理
- 22 事件の統計
- 26 国際特許法院カンファレンス
- 28 研究およびコミュニケーション活動
- 30 国際交流の強化
- 32 特許法院の見学

特許法院の歴史

特許法院が設立される前、特許争訟制度は行政審判である特許庁の抗告審判から始まり、最終審として大法院へと至る体制でした。これに対し、裁判官による「事実審」である裁判を受けるという憲法上の権利を保障する一方、知識基盤経済の中で急増・複雑化した知的財産権に関する紛争を独立した司法手続によって迅速かつ公正に処理するために、特許争訟制度を整備する必要性が唱えられました。このような時代的要請に応え、1998年3月1日、特許庁（特許審判院）の審判に対する審決取消訴訟を担当する高等裁判所級の裁判所として、特許法院が設立されました。これにより、行政手続をもって行われていた特許事件の審理が司法手続により行われることになり、迅速かつ充実した特許訴訟を実現させることができました。



特許法院の設立



特許法院の開院



特許法院の大田への移転

特許法院の開院

1994年7月27日に公布された「改正法院組織法」が施行により1999年3月1日、ソウル高等法院庁舎に開院した特許法院は、アジアで最初に設立された知的財産権専門法院です。

大田への移転および庁舎の新築

特許法院は2000年3月1日、大田に移転しました。当初は大田法院総合庁舎を使用していましたが、2003年9月1日に地上10階、地下1階の規模を有する現在の庁舎が完成。特許法院が大田に位置することで、ソウルと地方の間のバランスのとれた発展を図り、特許庁、政府関係研究機関、大田大徳研究団地内の研究所、韓国科学技術院(KAIST)など、大田の教育機関とのネットワークを構築するようになりました。

裁判部の拡大と裁判官の増員

特許法院は開院当時、部長判事1名と陪席判事2名からなる3つの裁判部で計10名の裁判官が勤務していました。2005年11月21日からは4つの裁判部に、2016年2月22日からは5つの裁判部に拡大され、2020年現在、17名の裁判官が在職しています。

電子訴訟の施行

2010年3月24日、「民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律」の施行により、民事訴訟等の手続に電子訴訟が導入されました。特許法院が2010年4月26日より電子訴訟手続を導入したことで、同院は電子訴訟を導入した韓国初の法院となりました。

特許権等の知的財産権関係訴訟の管轄集中

知的財産権紛争の専門的・効率的かつ迅速な解決に向けて、特許権等の知的財産権関係訴訟の集中管轄を柱とする「民事訴訟法(法律第13521号)」と「法院組織法(法律第13522号)」の改正案が2015年12月1日に公布され、これにより2016年1月1日から、特許法院が知的財産権の侵害等に関する民事訴訟の控訴審事件を専属的に取り扱うことになりました。



特許法院開院10周年記念式



電子法廷



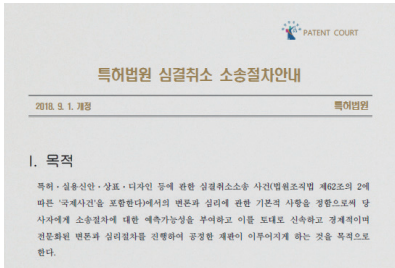
訴訟の管轄集中



2019国際特許法院カンファレンスの開催



国際知的財産権法研究センターの開院



訴訟手続案内の改正



特許法院開院20周年記念国際シンポジウム



第1号国際裁判

国際特許法院カンファレンスの開催

特許法院は世界の特許訴訟での主な争点に対する実務を議論し、各国のIP専門裁判所の経験を共有し、国際交流と協力を深めるため、特許法院では2015年より毎年国際特許法院カンファレンスを開催しています。

国際知的財産権法研究センターの開院

国際知的財産権法研究センターは、知的財産権に関する比較法的研究を通じて特許法院の専門性を強化する目的から2017年3月1日に設置された、司法部初となる法院内の独自の研究センターです。毎年、知的財産権に関連する特定のテーマを選び、比較法的な研究を行って報告書を刊行しており、学術会議などを通じ研究成果を国内外に共有するなど、知的財産訴訟の実務の発展に取り組んでいます。

訴訟手続案内の制定と改正

2016年3月、特許法院は裁判手続および証拠調べ手続を客観化・体系化し、裁判の効率性と当事者の予測可能性を高めるために、特許裁判の審理手続を標準化した審理マニュアルを制定・公開しました。2018年9月には裁判実務にそぐわない事項を改善し、国際裁判手続を追加して訴訟手続案内に改め、現在施行しています。

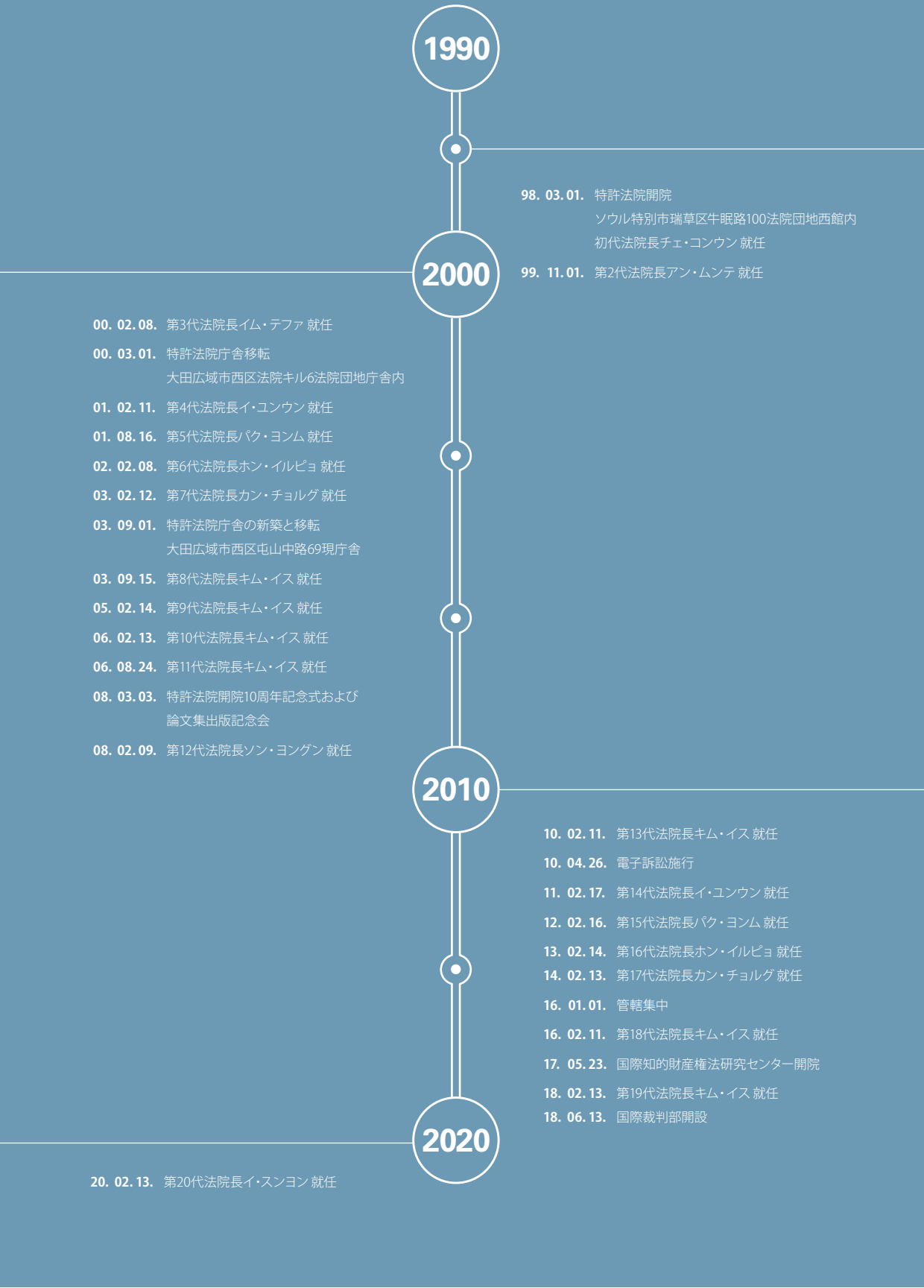
特許法院開院20周年記念式および国際シンポジウムの開催

特許法院は開院20周年を記念して2018年4月23日、国際学術大会を開催しました。本大会では、アジア初の知的財産専門法院として設立された特許法院の足跡を振り返り、今後のあり方について議論しました。また、特許法院は開院20周年を迎え、特許法院の学問的な成果をまとめた20周年記念論文集も刊行しました。

国際裁判部の開設および拡大

外国人または外国人が当事者となる事件は、特許法院の設立以来増えつつあり、全件のおよそ3分の1を占めています。国際裁判部は2018年6月13日、知的財産関係訴訟における外国人当事者の言語障壁を解消し、特許法院の国際的実力をもってグローバルなIP紛争解決者の役割を果たすために設立されました。特許法院は2019年に第1号、2020年に第2号の国際裁判を終え、2020年2月に国際裁判部を4つに拡大して法廷地漁りを防ぎました。

【特許法院の沿革】



特許法院の構成

裁判部



特許法院は2020年現在、5つの裁判部を置いています。各裁判部は審決取消事件と民事控訴事件を取り扱います。審決取消事件裁判部は第1～5部、民事控訴事件裁判部は第21～25部と表示しています。裁判部は部長判事1名と構成員判事2名の3名からなる合意体で構成され、この3名の合意によって判決を言い渡します。各裁判部ごとに技術審理官・調査官、参与事務官、参与実務官、速記士および警備隊員が所属しています。

審決取消事件

民事控訴事件

特別部

第1部	第21部	第11部
第2部	第22部	第31部
第3部	第23部	
第4部	第24部	
第5部	第25部	

事務局



特許法院では、先例的意味を有し、または社会に及ぼす影響が大きいと見込まれる重大な事件などに対し、統一した判断を迅速に下すための特別部を構成しています。裁判長は特許法院長が、2名の構成員判事は高等法院部長判事のうち2名が務める合意体から構成され、審決取消事件は第11部、民事控訴事件は第31部と表示されます。

国際知的財産権法研究センター



国際知的財産権法研究センターは、常任研究人員として研究センター長と主席研究委員、並びに2名の先任研究委員（裁判官）と7名の研究委員（裁判官）、専門職研究員2名から構成されています。国際知的財産権法研究センターは、知的財産権訴訟および制度に関する比較法的研究や国内外の学術交流などを行い、国際特許法院カンファレンスおよび英文判例集・英文ジャーナル刊行への支援、特許法院の判決文の英訳と英文判例データベースの構築などを担当しています。また、米連邦裁判所およびドイツ連邦最高裁判所の裁判官を諮問委員に委嘱して、国際的な学術交流も深めています。

調停委員会



特許法院は、知的財産権に関する民事訴訟を円満に解決するため、知的財産の専門家からなる調停委員会を置いています。2020年現在、知的財産権訴訟分野の法律専門家および科学技術分野の専門家の30名あまりを調停委員に委嘱しています。



特許法院は調停活性化に向け、2017年度から法院外部の調停、仲裁専門機関との業務提携を締結し、外部連携型調整制度を設けて施行しています。

諮問委員会



特許法院は裁判の質を高め、司法行政および裁判業務に関する専門家の参加を拡大する目的で、2つの諮問委員会を置いています。

科学技術諮問委員会

司法行政諮問委員会

科学技術諮問委員会

特許法院は科学技術界とコミュニケーションし、裁判の質を高めるべく、科学技術諮問委員会を置いています。科学技術諮問委員会は、知的財産裁判に関する政策、制度改善、ならびに運営方法に関する諮問、および司法部に対する科学技術界からの提言、専門審理委員団構成への協力などの業務を担当します。現在KAIST、忠南大学校および大徳研究団地内の国策研究機関の従事者12名が諮問委員として活動しています。

司法行政諮問委員会

特許法院は、司法行政、裁判業務に関する各界専門家による司法への参加拡大の場を設けるとともに、市民とのコミュニケーションを目的として学界、産業界、行政機関、知的財産権訴訟の専門家などで構成された司法行政諮問委員会を置いています。

知的財産権に関する訴訟制度

特許権等知的財産権に関する訴訟は2種類に分けることができますが、特許審判院の審決に対する取消訴訟と知的財産権関係民事訴訟があります。



種類および概要

審決取消訴訟

特許権、実用新案権、意匠権、商標権に関する特許庁審査官の拒絶査定や特許権の存続期間の延長登録拒絶査定等に対する審判、特許権、実用新案権、意匠権、商標権についての無効審判、権利範囲確認審判、特許権の存続期間の延長登録無効審判等に対する特許庁(特許審判院)の審決、品種保護権に関する農林畜産食品部または海洋水産部審査官の拒絶査定、品種保護権についての無効審判等に対する農林畜産食品部(品種保護審判委員会)の審決、地理的表示に関する農林畜産食品部長官または海洋水産部長官の拒絶査定、地理的表示についての無効審判、取消審判等に対する農林畜産食品部または海洋水産部(地理的表示審判委員会)の審決に対して、その取消を求める訴訟を審決取消訴訟といいます。

審決取消訴訟は二審制を採っており、第一審は特許法院が専属的に管轄し、特許法院の判決に対しては法令違反のみを理由として大法院に上告することができます。審決取消訴訟のうち特許庁(特許審判院)の審決に対する審決取消訴訟は、弁護士だけでなく弁理士も代理できます。

特許権等の知的財産権関係民事訴訟

特許権等の知的財産権関係民事訴訟には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、品種保護権の侵害を理由とする差止・廃棄・信用回復などの請求および損害賠償請求訴訟、上記権利の移転・抹消登録請求訴訟といった権利の帰属をめぐる訴訟などが含まれます。知的財産権関係民事訴訟は、ソウル中央地方法院を含む6つの地方法院が取り扱っており、訴訟の目的の価額によって2億ウォン(約2千万円)未満の事件は単独判事が、2億ウォン以上の事件は3名の判事からなる合意部でそれぞれ取り扱います。第一審法院の判決に対する控訴事件は、訴訟の目的の価額にかかわらず、いずれも特許法院が取り扱います。

特許法院は事実審であるため、事実認定の不当および法令違反いずれも控訴理由とすることができます。特許法院の判決に対しては、法令違反のみを上告理由として第三審法院である大法院に上告できます。

民事訴訟は審決取消訴訟とは異なり、弁護士のみが訴訟代理人になれます。ただし、単独判事が審理・裁判を行う第一審の場合、一定の要件の下で法院の許可を得て親族関係、雇用関係にある者が訴訟を代理することができますが、この場合にも控訴審である特許法院では弁護士代理の原則が適用されます。



審決取消訴訟

審決取消訴訟は特許法院の専属管轄に属します(法院組織法第28条の4第1号、特許法第186条第1項、実用新案法第33条、デザイン保護法第166条第1項、商標法第162条、植物新品種保護法第103条第1項、農水産物品質管理法第54条第1項)。

特許権等の知的財産権関係民事訴訟

特許権等の知的財産権関係民事訴訟と行政訴訟の管轄が二元化されていたことによる訴訟遅延などの問題を解決し、裁判の専門性を強化することによって高度に専門化・国際化した知的財産権関係紛争に効率的に対処すべく、2015年12月1日に特許権等の知的財産権関係訴訟の管轄を集中させる「改正民事訴訟法」と「改正法院組織法」が公布されました。

これにより、上記各法律の施行日である2016年1月1日から、特許権など知的財産権関係訴訟の第一審は、民事訴訟の裁判籍に基づきソウル中央地方法院、大田地方法院、大邱地方法院、釜山地方法院、光州地方法院、水原地方法院の計6つの地方法院の専属管轄に属し、ソウル中央地方法院が他の地方法院と競合して管轄を有するようになりました(民事訴訟法第24条第2、3項)。また、地方法院の判決に対する控訴事件は、特許法院を専属管轄とします(法院組織法第28条の4第2号)。

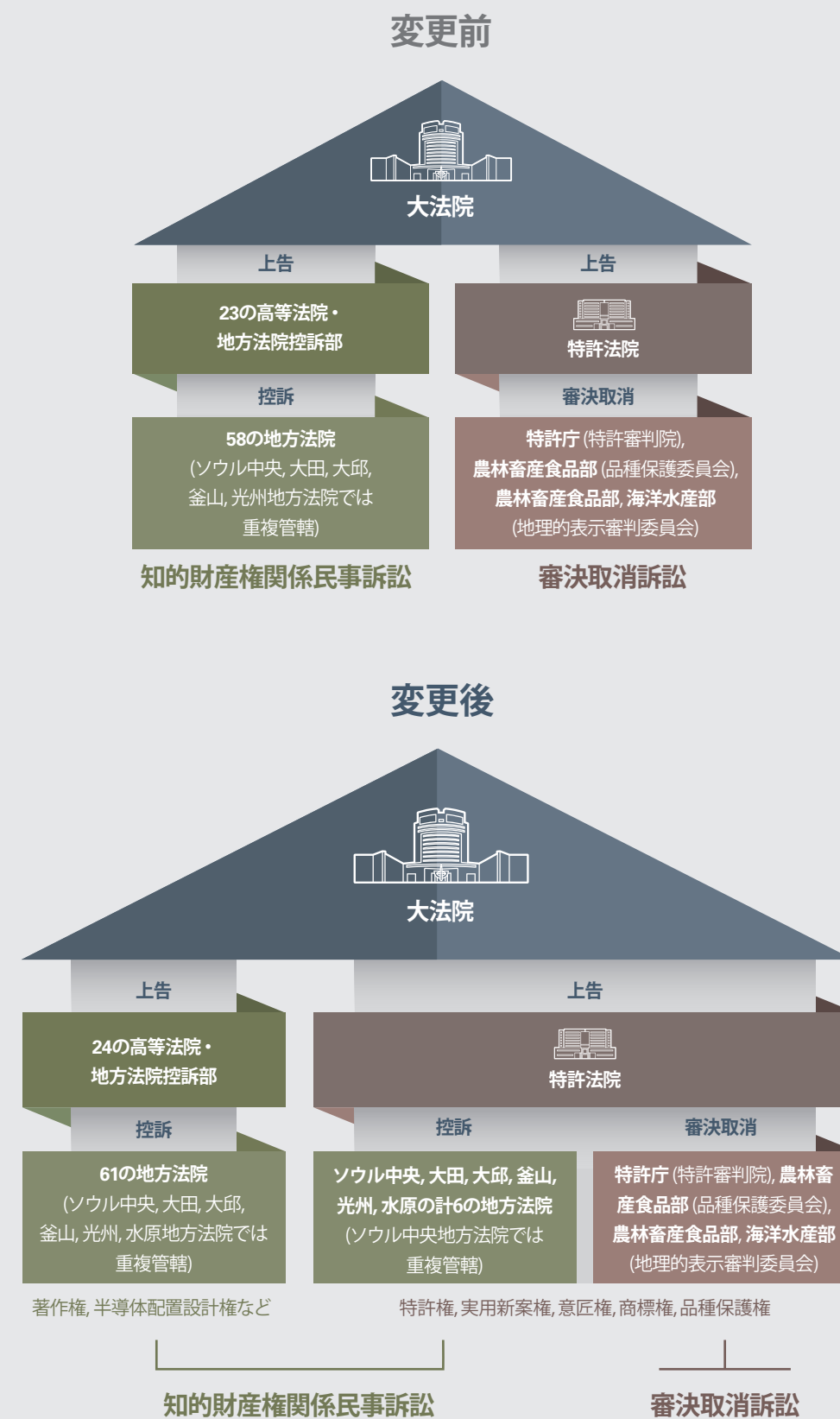
※地方法院の知的財産権専担裁判部

知的財産権関係民事訴訟の第一審を管轄するソウル中央地方法院、大田地方法院、大邱地方法院、釜山地方法院、光州地方法院、水原地方法院の計6つの地方法院では知的財産権専担裁判部を置き、知的財産権関係事件を担当しています。

その他の知的財産権関係訴訟

知的財産権のうち特許権、実用新案権、意匠権、商標権、品種保護権を除く著作権、半導体配置設計権等に関する訴訟や著作権法、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律、インターネットアドレス資源に関する法律等に基づく訴訟は、一般民事訴訟や行政訴訟と同様に全国の地方法院が取り扱います。これにより、ソウル中央地方法院、大田地方法院、大邱地方法院、釜山地方法院、光州地方法院、水原地方法院の計6つの地方法院が競合して管轄を有します。

【知的財産権に関する訴訟の管轄変更】



特許法院による事件の審理



審決取消訴訟

STEP 1

書面による攻防

特許法院は2016年9月1日、審決取消訴訟事件の審理マニュアルを制定してホームページで公開しており、2018年には一部の内容を変更し、国際裁判手続などを反映して「訴訟手続案内」に改正しました。2018年9月1日より裁判実務に使用されている訴訟手続案内は、韓国語に加え英語、中国語、日本語でも提供されています。審決取消訴訟の手続は、以下のとおりです。

- ・当事者は、審決の違法事由について訴状、答弁書、準備書面を通じて主張し、これを立証する証拠を提出します。原告が提出する訴状には、審決の違法事由に関するすべての主張を盛り込まなければなりません。被告は訴状の送達を受けたときから3週間以内に答弁書を提出しなければならず、原告の主張に対する具体的な反論と審決の適法事由に関するすべての主張を行わなければなりません。

STEP 2

弁論の準備

- ・当事者間の書面による攻防が終われば、裁判長は弁論期日を指定し、または手続進行に関する協議のために弁論準備手続を行います。

STEP 3

弁論手続

- ・書面による攻防または弁論準備手続が完了した事件は、1～2回弁論期日を通じて集中的に口頭審理を経ることになります。裁判長は、クレーム解釈などのように、他の争点より先行して判断する必要があると考えられる争点について、まず審理できます。

特許権等の知的財産権関係民事訴訟の控訴審手続は、以下のとおりです。

知的財産権 関係民事訴訟

STEP 1

弁論の準備

- ・控訴理由の記載された準備書面が提出されれば、裁判長はすぐに弁論期日を指定し、または早期調停手続に付し、審理計画の策定などの手続に関する協議が必要な場合には、弁論準備手続に付します。
- ・弁論準備手続では、主張および証拠の提出期限、弁論期日の日付および回

STEP 2

弁論手続

数、期日別の弁論争点、専門家証人などの証拠の申出期限、専門審理委員指定の有無など裁判手続の進行に関する事項を協議します。これらの事件管理会議は、訴訟当事者と代理人を配慮し主に「テレビ会議」方式で行われます。

争点別の集中審理

- ・各事件別に審理計画を策定し、1～2回の弁論期日で集中的に事件の口頭審理を行います。
- ・裁判部は、争点が複数あり一つの争点を他の争点に先行して判断する必要があると思われる場合、弁論期日を争点別に設定でき、審理を終えた争点について先に見解を示すことができます。例えば、侵害の有無と損害賠償額の価額いずれもが争われる事件において、侵害の有無についてまず審理し、これについて裁判部の見解を明らかにすることもできます。

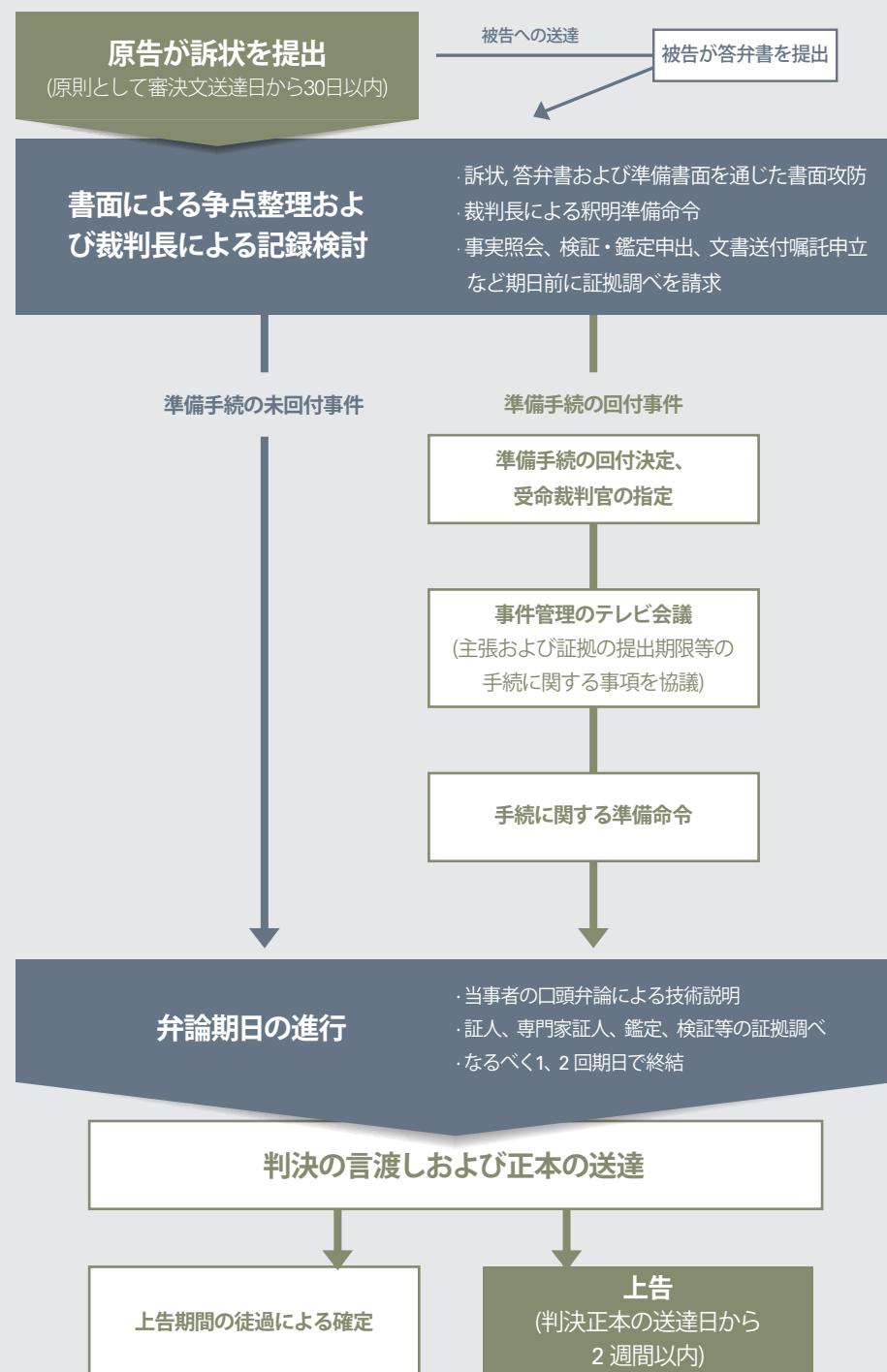
証拠調べ

- ・第一審で採用され調べられた証拠と立証の趣旨が同一・類似の証拠や第一審で申し出たが採用されず、または撤回した証拠を再度申し出る場合、申出の当事者はその必要性を具体的に疎明しなければなりません。
- ・裁判部は必要な場合、当事者の申立に基づいて侵害の証明または損害額の計算に必要な資料の提出を命じることができ、当事者の申立または職権により、専門家証人の尋問、侵害の証明または損害額の計算のための鑑定などの証拠調べを行うことができます。また、裁判部は必要であると認められる場合、当事者の意見を聞いて1人または数人の専門審理委員を指定し、訴訟手続に参加させることができます。2020年現在、特許法院には科学技術分野の専門家110名あまりが専門審理委員の候補者として登録されています。

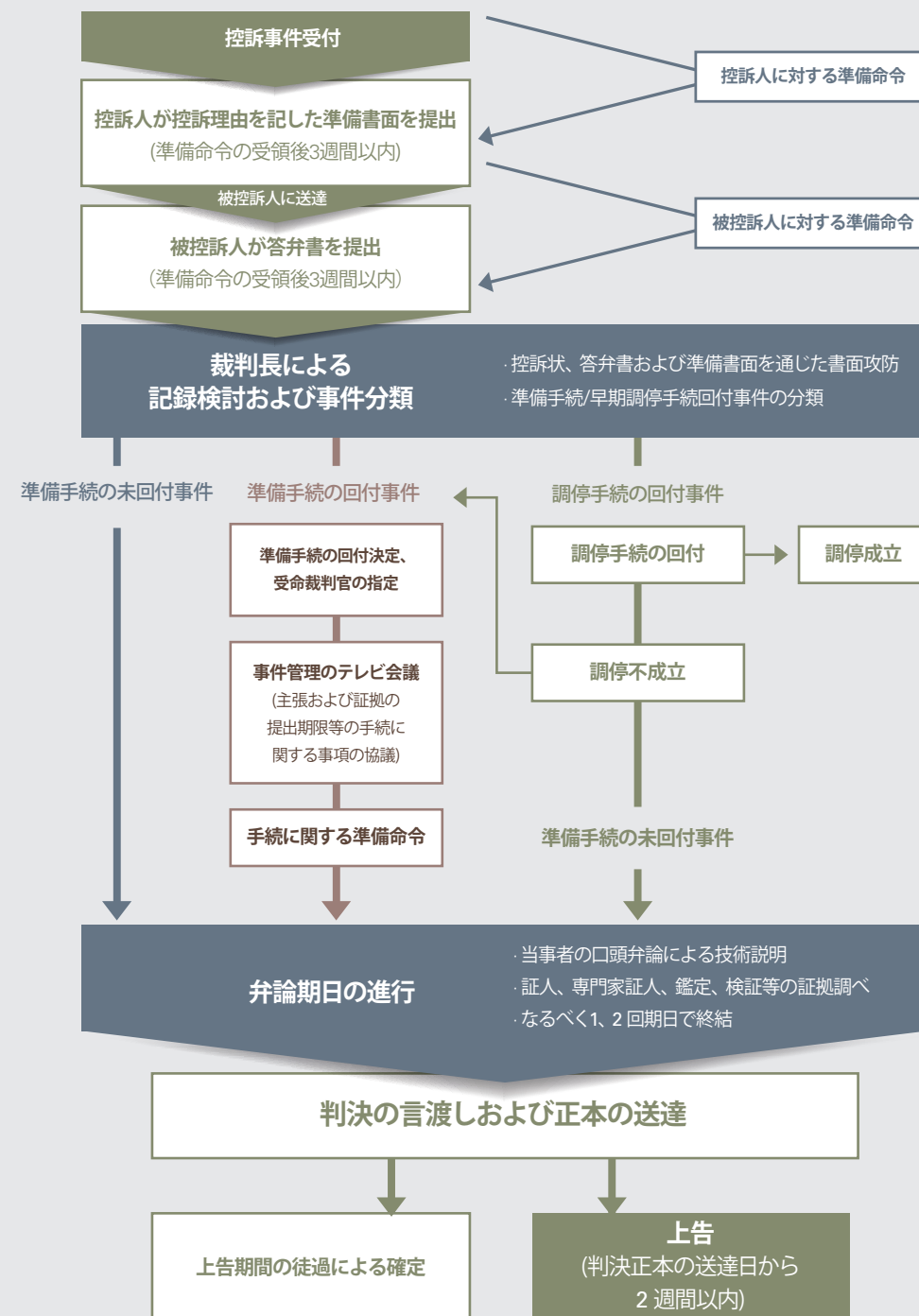
調停手続

- ・裁判長は、調停の必要性が認められる場合、控訴事件の受付直後または適時に事件を調停手続に付することができます。調停手続に付された事件は調停専断判事が取り扱います。特許法院は調停専断判事による調停、調停委員会の調停、外部連携調停制度などを通じ、民事控訴事件の迅速かつ最終的な解決を図っています。

〔審決取消訴訟手続の流れ〕



〔民事控訴手続の流れ〕



特許法院の 技術審理

技術審理官および 調査官

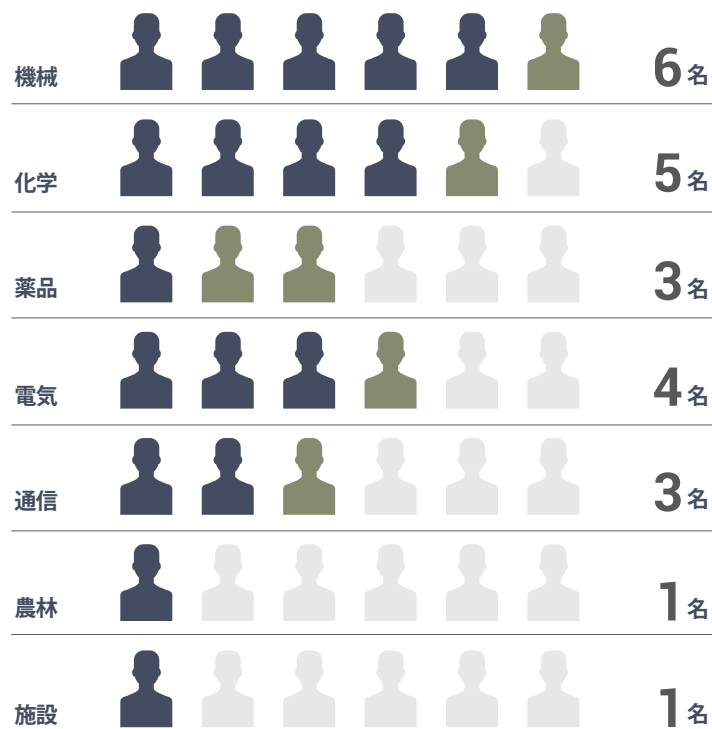
特許法院は特許権、実用新案権に関する訴訟のうち、技術的争点が問題となる事件において、専門的な審理を通じて迅速かつ効率的に紛争を解決すべく、技術審理官・調査官、専門審理委員制度を置いています。

- ・機械、通信、電気・電子、化学、薬学、農林、建設など各分野の専門的な知識をもつ多数の技術審理官・調査官が、特許法院の判事の業務を補助しています。技術審理官・調査官は、特許庁にて長期間勤めた経歴、または科学・技術を専攻して一定の資格要件を有する者の中から選抜します。
- ・技術審理官は、特許権、実用新案権に関する審決取消訴訟において、技術的な事項について裁判部の諮問に応じ、裁判部が必要と認める場合に準備手続および弁論手続に参加して、裁判長の許可を得て訴訟関係人に質問、または裁判部の合議過程において技術的な事項につき意見を述べることができます。

技術審理官・調査官の現状 (2020年現在)

合計 **23** 名

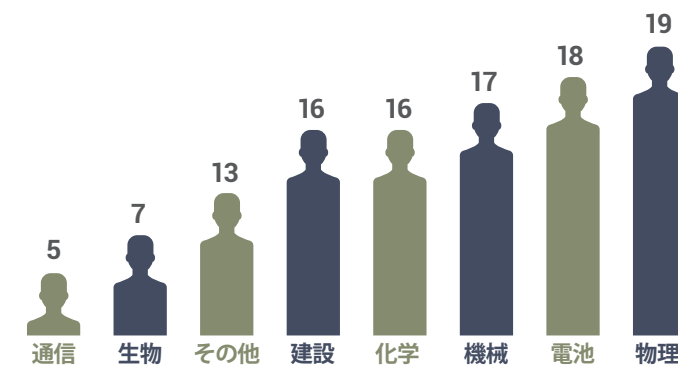
 **技術審理官** 17名
 **技術調査官** 6名



専門審理委員

- ・特定技術分野の専門的な知見を必要とする事件において、当該専門家を専門審理委員として訴訟手続に参加させることができます。特許法院は、機械、通信、電気・電子、化学、薬品、農林、建設など各分野の専門家で構成された専門審理委員候補者を置いています。
- ・専門審理委員は訴訟手続において、期日に出席したまたは書面により技術的な事項について説明や意見を陳述することができ、裁判長の許可を得て当事者、証人などの訴訟関係人に質問できます。専門審理委員は参加する事件に関して職務上の秘密保持義務を有し、刑法上の収賄罪などの適用においては公務員とみなします。

分野別の専門審理委員



合計 **111** 名

技術説明会

- ・特許法院の各裁判部は、特許権、実用新案権に関する裁判を準備する過程において、技術的な事項に対する理解のために技術説明会を開催しています。技術説明会では技術審理官・調査官など技術専門家が、図面、実物、模型、コンピューターグラフィック、ビデオ装置などを用いて技術的な事項に対する当事者らの主張について説明します。

専門性の強化

- ・特許法院は2020年から、特許裁判に実質的に役立つ裁判に関わる専門知識の習得を目的に、裁判力強化教育プログラムを実施しています。
- ・2020年には特許分野の中でも最も難易度が高いとされる製薬および薬物動態学をテーマに、11回のレクチャープログラムを組みました。特許法院は毎年特定の技術分野を選んで連続レクチャープログラムを設け、高度に発展する科学技術への理解を高めて特許紛争の迅速かつ効率的な解決を図る方針です。



電子訴訟

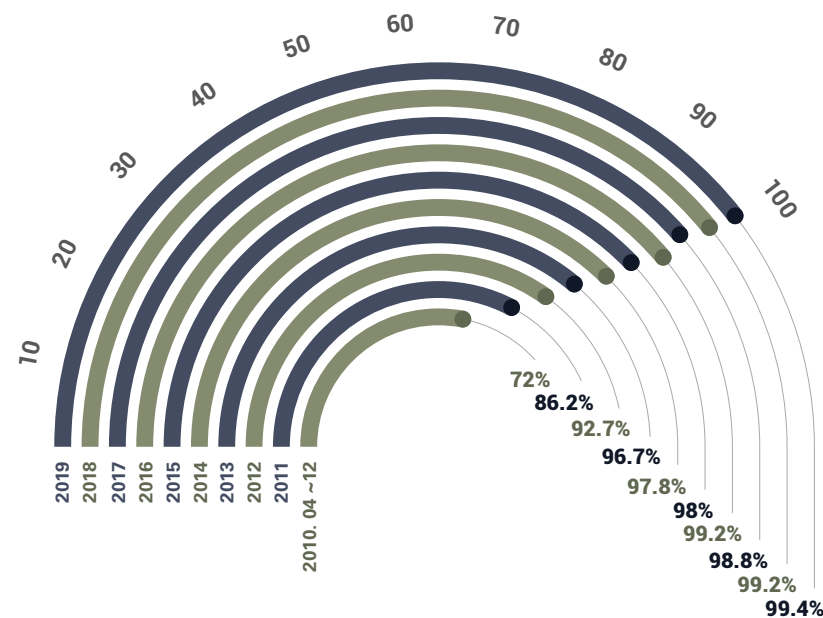
電子訴訟の手続

特許法院では、2010年4月26日から電子訴訟システムを利用して訴えを提起し、訴訟手続を行う電子訴訟サービスを提供しています。電子訴訟についての当事者の同意率は年々高まりつつあり、2020年現在、特許法院で受け付けられる事件の99.3%が電子訴訟により行われています。

特許法院のすべての法廷が電子法廷となっており、コンピューターネットワーク、プロジェクション、実物投影機などの電子設備を備え、訴訟当事者と代理人らはマルチメディアを用いて効率的な弁論を行っています。

- ・ **会員登録** オンライン上で本人確認を行った後、会員情報を入力すると直ちに電子訴訟利用者として登録されます。
- ・ **訴えの提起(原告)** 公認認証書でログインした後、訴状を作成し電子署名を行って提出します。受付が完了すると、事件番号が振られます。
- ・ **答弁書の提出(被告)** 訴状副本を郵便で送達された被告は、訴訟手続案内書に記された電子訴訟の認証番号と事件番号をもって電子訴訟に同意し、オンラインで答弁を提出できます。
- ・ **送達および事件記録の閲覧** 電子訴訟に同意した当事者および代理人は、電子訴訟ホームページを通じ電子文書の送達を受け(SMS、電子メールなど)内容を確認できるとともに、事件の訴訟記録をいつでもオンライン上で閲覧・印刷できます。

電子訴訟の同意率



外国法人または外国人が当事者である事件は、特許法院設立以降、着実に増加しており、全体の特許法院の事件のおよそ3分の1を占めています。知的財産関係訴訟において、外国人当事者にとっての言語的障壁を解消し、特許法院のもつ専門性に基づいてグローバルなIP紛争解決者の役割を果たす目的から、2018年6月13日に世界で初めて知的財産権等の訴訟において外国語による弁論が許容される国際裁判部が特許法院に設置されました。



国際裁判



第1号国際裁判

当事者が外国人、または主な証拠調べが外国語で行われる必要のある事件、その他これに準ずる国際的な関連性のある知的財産権等に関する事件の場合、訴訟当事者は裁判部に国際裁判を申し立てることができます。

国際裁判は、審決取消訴訟の第一審と損害賠償事件の控訴審の第1回弁論期日前に、相手側の当事者による書面同意と裁判部の許可を得た場合に行えますが、裁判部は、国際裁判を行えば著しい遅延が見込まれる場合、申立を却下することができます。

国際裁判が許可されると、当事者らは許可された外国語で弁論し、または許可された外国語で書かれた書面と証拠を訳文なしに提出できます。弁論期日に裁判は韓国語で行われるものの、専門の通訳が韓国語→許可された言語、許可された外国語→韓国語に通訳し、通訳にかかる費用は法院が負担します。判決文は韓国語で作成され、判決は韓国語で言い渡されますが、判決正本の送達後、法院は当事者らに対し許可された外国語による判決文の訳文を送付します。上告する際は、許可された外国語で作成された上告状を訳文なしに提出できます。

特許法院は、2019年に第1号国際事件、2020年に第2号国際事件を終結しており、特許法院の国際知的財産権法研究センターは、第1号国際裁判の準備や進行過程、経過などを盛り込んだ第1号国際裁判白書をまとめました。

国際裁判部は、2018年6月13日当時1つの裁判部から始まりましたが、2020年2月24日より4つの裁判部に拡大されたことで、当事者による法廷地漁り (forum shopping) を防げるようになりました。



国際知的財産権法研究センター



WIPOとの業務提携

上図 国際知的財産権法研究センター長イ・スンヨン

下図 フランシス・ガリ (Francis Gurry) WIPO事務局長

国際知的財産権研究センターは、知的財産訴訟に関する法理と実務に貢献して、特許法院が国際知的財産紛争解決における中心的な法院としての地位を強固なものにするため、2017年5月23日に設立されました。司法部初となる法院内の独自の研究センターとして、体系的かつ持続的な国内外の研究ネットワーク作りと交流を通じ、特許法院のシンクタンク役を忠実に務めています。

国際知的財産権法研究センターは、毎年知的財産訴訟実務に関するテーマを選んで比較法的な研究を行い、その結果を報告書にまとめており、学会会議を開催して研究成果を国内外に共有しています。さらに、国際特許法院カンファレンスの準備および国際裁判部の運営支援を行っており、海外の知的財産専門裁判所やWIPOといった国内外の知的財産権法関係機関と業務提携を結ぶなど、多様で活発な国際交流を進めています。特許法院の裁判官と常任専門研究員からなる研究グループが研究の中心となっており、米連邦裁判所およびドイツ連邦最高裁判所の判事を諮問委員に委嘱して、比較法的研究に多大な支援を受けています。

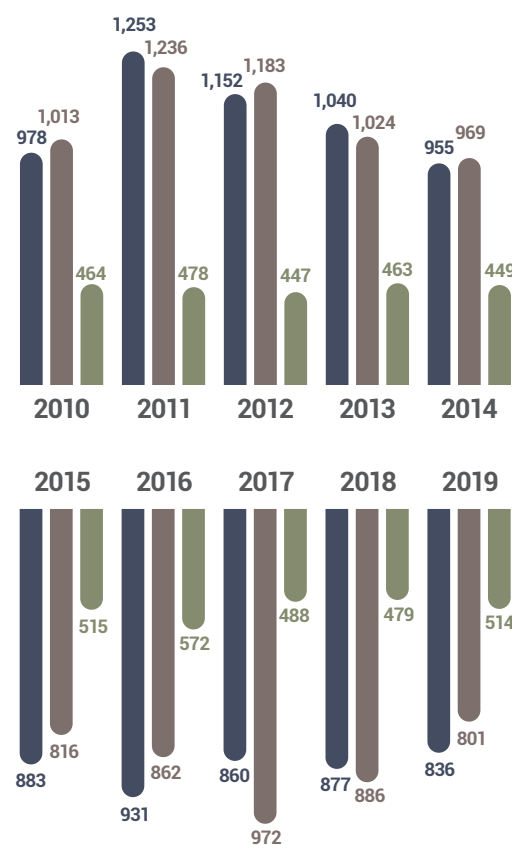


事件の統計

審決取消訴訟

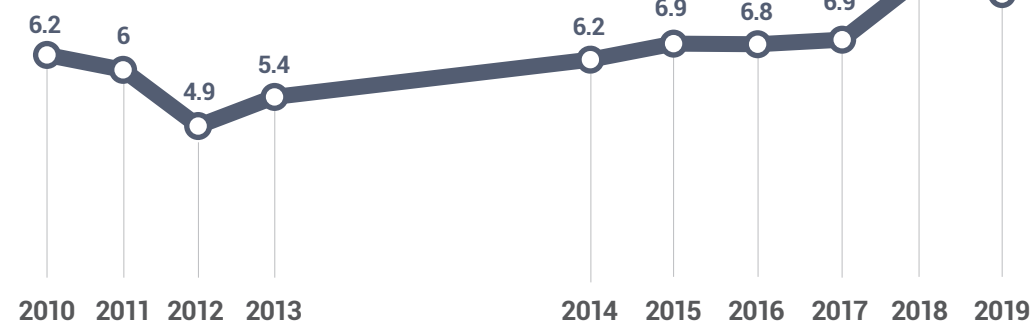
新受・既済件数 ● 新受件数 ● 既済件数 ● 未済件数

単位: 件



平均事件処理時間

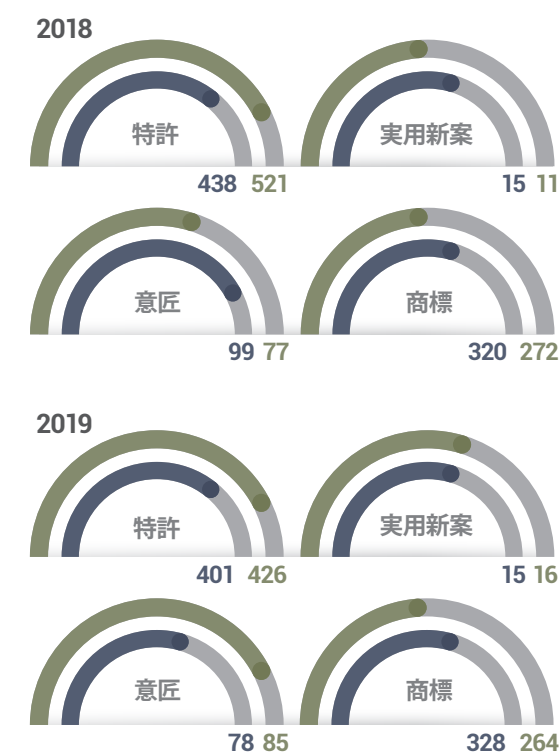
単位: 月



権利別の受付・処理件数

● 処理 ● 受付

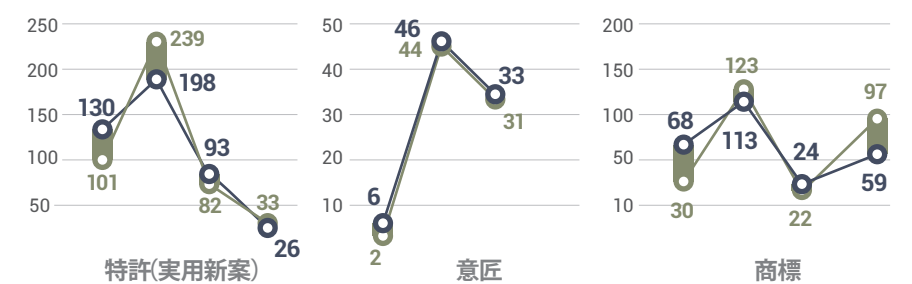
単位: 件



種類別の事件処理状況

● 2018 ● 2019

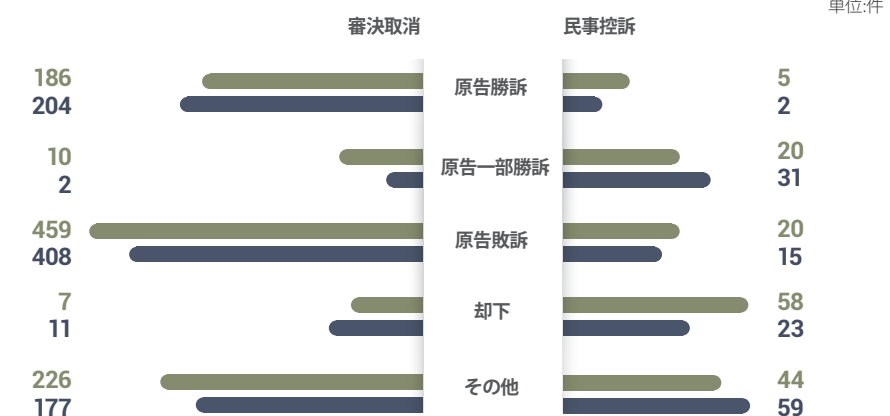
単位: 件



終局結果別の事件処理状況

● 2018 ● 2019

単位: 件



当事者が 外国人である事件状況

2018合計

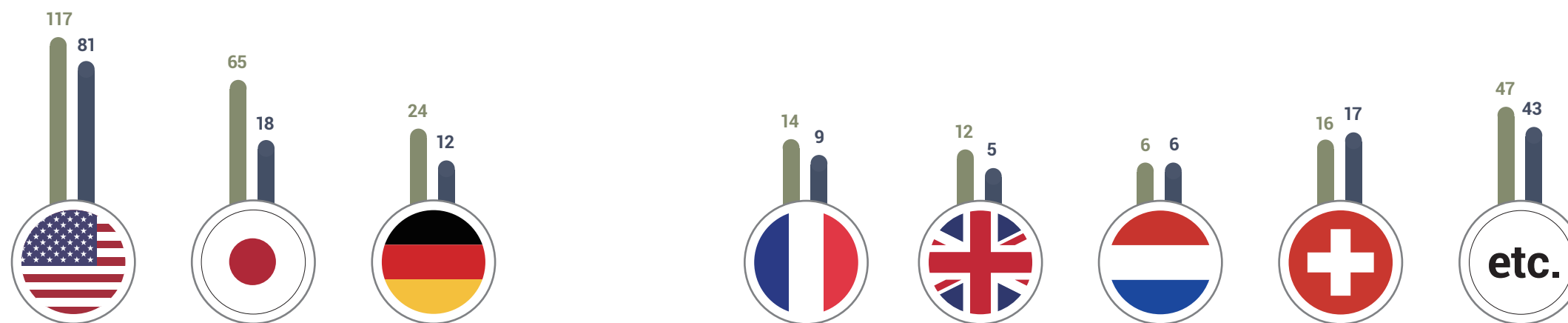
301

2019合計

191

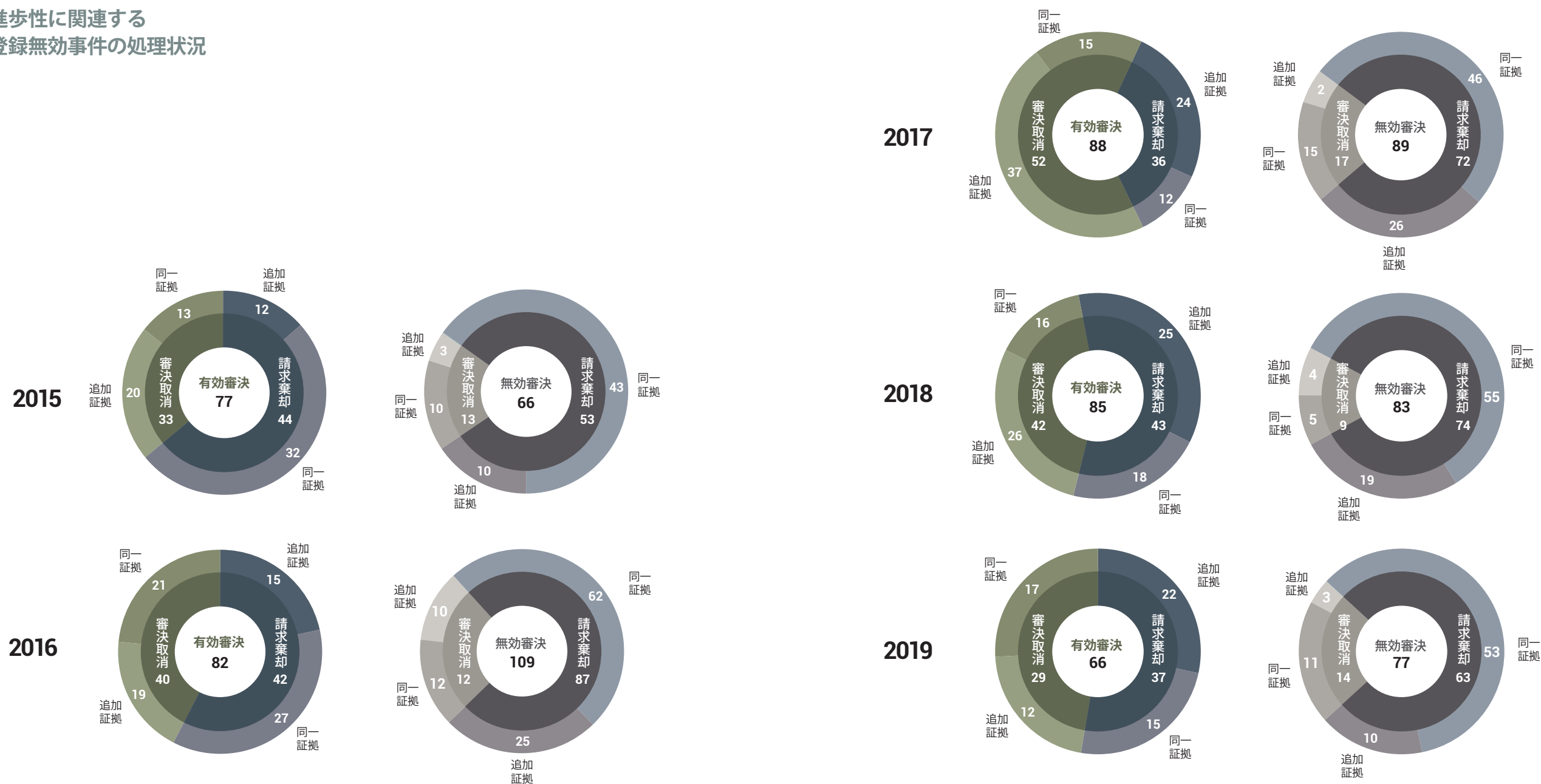
● 2018 ● 2019

単位:件



進歩性に関連する 登録無効事件の処理状況

単位:件





国際特許法院カンファレンス



特許法院は世界の特許訴訟の主な争点をめぐる実務議論とともに、国際的な紛争の解決における知的財産専門法院の役割についてのビジョンを示すべく、2015年から毎年国際特許法院カンファレンス(International IP Court Conference)を開催しています。韓国、アメリカ、EU、中国、日本などIP Big 5の裁判官が参加し、知的財産分野の最新の争点について大きく踏み込んだ議論を行うカンファレンスとして位置づけられています。

第1回「court, IP and INNOVATION」 2015年10月14、15日に開催された第1回カンファレンスでは、IP主要国の専門裁判官が一堂に会して、知的財産訴訟全般に関する意見を交わし、発展の方向について議論しました。

第2回「court, IP and FUTURE」 2016年9月7、8日に開催された第2回カンファレンスでは、特許訴訟における挑戦と革新、損害賠償額の審理などに関する意見を交換し、国際裁判部と地域統合法院について議論しました。

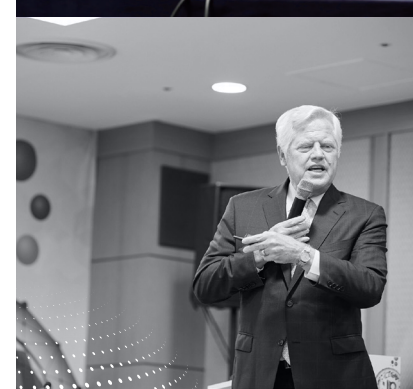
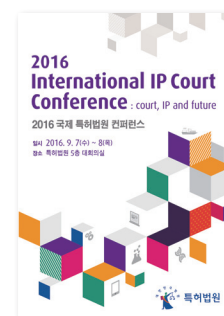
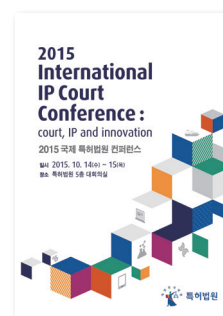
第3回「court, IP and BUSINESS」 2017年9月6、7日に開催された第3回カンファ

アレンスでは、医薬・生命工学特許の最新課題と、ICT産業を中心とする特許の要件、権利救済、そして特許法院の調和と協力について議論しました。

第4回「court, IP and PROTECTION」 2018年10月17、18日に開催された第4回カンファレンスでは、特許による発明の保護や営業秘密による技術情報などの保護、デザインとトレードドレスによる商品形態の保護、そして世界IP裁判の最新動向について議論しました。

第5回「court, IP and FAIRNESS」 2019年10月16、17日に開催された第5回カンファレンスでは、良質な裁判と公正な特許訴訟について議論しました。また、5か国の5名の判事からなる仲裁パネルが、特許法院の電子法廷で国際裁判部の設備を利用して国際事件を審理する模擬裁判を実施し、将来の紛争解決の青写真を示しました。

第6回「court, IP and GLOBALIZATION」 2020年11月11、12日に開催された第6回カンファレンスでは、IP国際裁判や特許適格性、国境を超えた特許侵害、標準必須特許(SEP)、FRANDなどについて議論しました。



研究および コミュニケーション活動

特許法院はこれまで、知的財産権分野の法理発展と制度改善に向けて踏み込んだ研究活動が続けてきており、様々なコミュニケーション活動を通じて知的財産に対する理解と裾野拡大に取り組んでいます。



研究活動

- ・特許法院には、知的財産訴訟実務研究会、審理方式研究会、法廷コミュニケーション研究会、判決書適正化研究会、調停活性化研究会などが組織されています。特許法院では、これら各研究会の研究結果に基づき、実務ガイドライン『知的財産訴訟実務』や論文集『特許訴訟研究』、『IP Law Journal』、特許判決文に関する改善策を盛り込んだ『正しい特許訴訟用語』、『わかりやすく解説した特許判決』などを刊行しました。
- ・特許法院では、2015年から、韓国知的財産権弁護士協会と共同でセミナー(Bench & Bar Conference)を開催しています。



特許訴訟弁論大会

産分野の専門弁護士を養成する土台を提供しています。2020年からは単独で特許訴訟弁論大会を開催しています。

- ・毎年法科大学院生を対象にした深化研修を実施して、知的財産に関する裁判に参加できる機会を提供しています。また、2013年から毎年KAIST、ソウル大学校、浦項工科大学校など主要大学を訪問し、教授や学生、職員および周辺研究所の研究員を対象に「未来を切り開く科学技術人のための訪問特許教室」を開催しています。
- ・特許法院は知的財産分野の知見を広く発信するため、キャリア体験や見学申し込みに積極的に協力し、国民とコミュニケーションする裁判所になるために尽力してきました。毎年数百人の見学者が訪れる特許法院は、知的財産権に関心の高い学校や団体との様々な交流を通じて裁判所に対する理解を深め、市民に寄り添う裁判所を目指しています。

IP法律教育支援事業 およびIP訴訟専門家養成支援事業

- ・2015年11月23日、中小企業庁、KAISTとの間に中小企業技術保護の認識向上を目的とする業務提携を締結し、知的財産保護に向けての教育課程をサポートしています。この業務提携に基づき知的財産戦略最高位課程(AIP)を開設しており、2016年には特許庁と追加の業務提携を締結して、2016年の第1期、第2期研修を皮切りに2020年現在、第9期の課程を実施しています。
- ・特許法院は、2014年12月22日から、毎年特許庁と共同で「特許訴訟弁論大会」を開催し、法科大学院生らの知的財産権に対する関心を高め、知的財

IP法律 文化事業

- ・特許法院は、KAISTと共同で科学技術教養講座を開設し、法院の職員や大田広域市民に対して、科学技術に対する基礎的素養を育む機会を提供するなど、科学技術や知的財産に対する認識向上に向けた文化事業にも力を注いでいます。



科学コンサート白書とそのポスター

国際交流の強化

外国語 資料の刊行

特許法院は、韓国の特許訴訟制度や実務を海外へ発信するために、毎年、知的財産権に関する「英文論文集(IP Law Journal)」と、特許法院の主要判例の訳文を掲載した「英文判例集(Patent Court Decisions)」を刊行しています。英文論文集と英文判例集は、特許庁の審決例、特許法院などによる判例および厳選された関連論文などを英文に翻訳したもので、韓国の知的財産制度を国際社会に広く発信し、韓国で知的財産権に関わる業務を進めたり、韓国の知的財産制度を研究しようとする外国人向けに、多様な情報を提供しています。

さらに、知的財産制度に興味のある国際社会の専門家、研究者、実務家に、韓国の知的財産制度をわかりやすく解説するために、2015年から毎年特許法院の主な活動を紹介する「英文マガジン」を刊行し配布しています。



外国語 ホームページの運営

特許法院は、韓国における科学技術の発展と経済成長に伴い、韓国の特許制度に対する国内外の関心の高まりを踏まえて、外国人も特許法院の訴訟制度、主要判決、論文を閲覧できるように、英語版、中国語版、日本語版、ドイツ語版のホームページを運営し案内しています。また、英語、中国語、日本語、ドイツ語に翻訳された訴訟手続案内を提供して、外国人の当事者による訴訟の便宜を図っています。

なお、英語版ホームページに「Korea IP Decisions」を設け、大法院と特許法院の主なIP判決の英訳版を公開しています。

海外の 専門家からの来訪

特許法院には、毎年アメリカ、中国、日本、ベトナム、タイ、ミャンマー、アルゼンチンなど多くの国から裁判官、知財関係公務員、弁護士、知財権に関わる従事者など様々な方にお越しいただいています。訪問者との懇談会を通じて特許法院の沿革、構成、管轄、裁判官の業務と特徴、電子訴訟システムなど大韓民国特許法院の歴史と実務を紹介し、各国の知的財産訴訟制度に関する情報を交換しています。



中国の知的財産権関係公務員



タイ中央知的財産裁判所



アルゼンチンの裁判官



米知的財産権法協会(AIPLA) 極東支部

特許法院 見学

特許法院は、小中・高校生および大学生、知的財産関係機関の勤務者、研究所の研究員、弁護士、弁理士など特許法院に関心のあるすべての方の見学を歓迎いたします。
ご見学のお申し込み、見学プログラムの詳細は、特許法院ホームページ(patent.scourt.go.kr)→法院の紹介→コミュニケーション→法院見学をご参照ください。

住所・連絡先

住所 [35239] 大田広域市西区屯山中路69(屯山洞)
電話番号 042)480-1400

交通アクセス

メトロ 大田市庁駅4番出口から政府庁舎方向へ約200m
路線バス 大田市庁停留所から徒歩約5分
高速バス 大田高速バスターミナル、大田庁舎ターミナル下車
www.djbusterminal.co.kr
国鉄 大田駅、西大田駅下車
www.korail.go.kr, www.srail.co.kr



創意的な技術と
公正な法との出会い
PATENT COURT OF KOREA

